

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴陽会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、非常勤の理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第二章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法において定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
なお、報酬は社会福祉法に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員に対しては理事会出席等、必要の都度、報酬を支給することができる。
- 3 評議員に対しては、定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員及び評議員に対する報酬は、別表「役員及び評議員の報酬額」に定める定額とし、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、役員及び評議員にあっては、理事会、評議員会への出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当って負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

ただし、役員及び評議員が理事会、評議員会並びに監査立ち会い等の職務の執行に当る場合は旅費・交通費は支払わない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

[別表]

「役員及び評議員の報酬額」

報酬額 役名	非常勤の報酬額
理事長・理事	理事会出席等、必要の都度、謝金として 1人一律12,480円
監事	理事会・評議員会出席、監査立会い等、必要の都度、 謝金として1人一律12,480円
評議員	評議員会出席等、必要の都度、謝金として 1人一律12,480円

(注) 上記の金額から2,480円の源泉徴収を行う。